国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）　（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
業務費	12,448,405		
一般管理費	413,043		
財務費用	251		
雑損	3,416	12,865,117	
(2)　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 2,967,718		
入学料収益	△ 432,505		
検定料収益	△ 122,754		
講習料収益	△ 51,929		
受託研究収益	△ 18,999		
共同研究収益	△ 28,285		
受託事業等収益	△ 88,878		
寄附金収益	△ 273,773		
財務収益	△ 492		
雑益	△ 145,228		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 110,911		
資産見返寄附金戻入	△ 102,942	△ 4,344,420	
業務費用合計			8,520,697
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,075,564
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			209
Ⅳ　引当外賞与増加見積額			△ 655
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			△ 1,255,032
Ⅵ　機会費用			
国または地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		0	
政府出資等の機会費用		103,427	103,427
Ⅶ　国立大学法人等業務実施コスト			8,444,210

注　記

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用しております。

退職一時金に充当される運営費交付金　・・・費用進行基準

特定のプロジェクトに充当される運営費交付金　・・・業務達成基準

文部科学省が指定する機能強化経費、特殊要因経費及び補正予算に充当される運営費交付金　・・・文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数の基準については法人税法に基づく耐用年数を基準としております。なお、受託研究収入、共同研究収入及び受託事業収入により購入した償却資産については、当該受託研究等期間を耐用年数としております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

・建　　物　２～50年
・構　築　物　２～60年
・車両運搬具　４～８年
・工具器具備品　２～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数の基準については「研究開発費等に係る会計基準」及び「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に基づく耐用年数を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置されない教職員の賞与については、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は基準第86第２項に基づき、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を減じた額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。一部、運営費交付金により財源措置がなされていない分については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1)　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

(2)　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用は、決算日における10年利付国債の利回りである0.065％により計算しております。

(3)　引当外退職手当増加見積額

国又は地方公共団体との人事交流による出向職員であり、国又は地方公共団体に復帰することが予定されている職員の退職給与についても計上しております。(32,411千円)